# 長与・時津環境施設組合

# 競争入札参加資格審査申請書提出要領

（一般廃棄物処理等業務）

令和２・３年度版

長与・時津環境施設組合が発注する一般廃棄物処理、買取等の競争入札に参加を希望する者は、次の要領により資格審査申請書を提出してください。

**１．申　請　期　間**

（１）受付期間

令和２年１月１５日（水）から令和２年３月１０日（火）まで

（土・日曜日、祝日を除く）

（２）受付時間

午前９時００分から午後５時００分まで

（正午から午後１時を除く）

**２．提出先及び提出方法**

（１）受付場所

〒８５１－２１２９

長崎県西彼杵郡長与町斉藤郷１０７３番地

長与・時津環境施設組合

（℡　０９５－８６５－９３８６　）

（２）提出方法

持　参：令和２年３月１０日（火）午後５時まで

郵　送：令和２年３月１０日（火）当日消印までを有効

なお、郵送される場合は、受付票を返送いたしますので、８４円切手を貼った返信用封筒＜定形＞を必ず同封願います。

**３．提　出　資　格**

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しない者。

（２）本社に係る国、県、市町村における税の滞納がない者。

（３）消費税及び地方消費税の滞納がない者。

《参照》地方自治法施行令

第 167 条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

**４．資格の有効期間**

令和２年４月１日から令和４年３月３１日までとする。

**５．提　出　書　類**

以下に記載する書類を「Ａ４判ファイリング用個別フォルダ」に入れて提出してください。
その他のファイル形態では受付をいたしませんので、ご注意ください。

| 番号 | 提　出　書　類 | 一般廃棄物処理<br>資源化、買取 | 留　意　事　項 |
|---|---|---|---|
| 1 | 入札参加資格審査申請書 | ○ | 組合独自様式<br>様式１－１～３ |
| 2 | 商業登記簿謄本又は代表者の身分証明書<br>（写し可） | ○ | |
| 3 | 本社に係る国、県、市町村の納税証明書<br>（写し可） | ○ | ３ヶ月以内の証明 |
| 4 | 営業所一覧表 | △ | 営業所なき場合は不要<br>各社様式で可 |
| 5 | 年間委任状<br>（原本） | △ | 年間委任を行う場合 |
| 6 | 使用印鑑届<br>（原本） | ○ | 組合独自様式<br>様式２ |
| 7 | 消費税及び地方消費税の納税証明書<br>（写し可） | ○ | ３ヶ月以内の証明 |
| 8 | 技術者、資格者名簿 | △ | 雇用の場合<br>各社様式で |
| 9 | 登録・認可等証明書<br>（写し可） | △ | 営業上必要とされる登録・許可がある場合 |
| 10 | ＩＳＯ、ＥＡ２１等の取得登録証<br>（写し可） | △ | 取得登録の場合 |
| 11 | 代理店・特約店等の証明書<br>（写し可） | △ | 有する場合 |
| 12 | 一般廃棄物中間処理業務確認調書 | ○ | 組合独自様式<br>様式３ |
| 13 | 電算処理カード | ○ | 組合独自様式（別添） |

※１：「○」　・・・　必ず提出していただきます。
※２：「△」　・・・　登録や取得されている場合提出をお願いします。